

政 令

児童福祉法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令(政令第二六一号)(厚生労働省)

一 児童福祉法施行令の一部改正関係(第一条関係)
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下、就学前保育等推進法)という。に規定する私立認定保育所に係る市町村の支弁額の算定に際し、控除すべき保育料に相当する額は、私立認定保育所における保育の実施に係る児童の保護者を、児童福祉法に規定する扶養義務者等とみなし、当該私立認定保育所について同法の市町村による費用徴収の規定を適用することとした場合に、当該市町村が当該保護者から徴収できる額とすることをした。
二 社会福祉法施行令の一部改正関係(第二条関係)
就学前保育等推進法に規定する認定こども園である幼保連携施設を構成する保育所を経営する事業については、常時保護を受ける者が二〇人以上という社会福祉事業の要件を緩和し、一〇人以上とすることとした。
三 この政令は、平成一八年一〇月一日から施行することとした。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽
平成十八年八月九日
内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百五十八号
通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律(昭和六十二年法律第四十二号)第五条第三項及び第十條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。
通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令(昭和六十二年政令第五十号)の一部を次のように改正する。

別表第三中第二十六号を第二十七号とし、第十二号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。
十三 南極地域観測五十周年を記念するため発行する五百円の記念貨幣 六百六十万枚
別表第四に次のように加える。

Table with 2 columns: Description of commemorative coins and their value. Includes '二十 国際連合加盟五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣' and '六千円'.

附則
この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣 谷垣 禎一
内閣総理大臣 小泉純一郎

意匠法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽
平成十八年八月九日
内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百五十九号
意匠法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、意匠法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十五号)附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。
意匠法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成十八年九月一日とする。

経済産業大臣 二階 俊博
内閣総理大臣 小泉純一郎

特許法施行令及び特許法等関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽
平成十八年八月九日
内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百六十号
特許法施行令及び特許法等関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第四十七條第二項、第九十九條、第九十五條第九項及び第九十五條の二の規定に基づき、この政令を制定する。

(特許法施行令の一部改正)
第一条 特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第十二條第三号中、「前二号」を、「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中、産業行政又は科学技術に関する事務(研究を含み、以下、「産業行政等の事務」という。))を、「産業行政等の事務」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 産業行政又は科学技術に関する事務(研究を含む。以下、「産業行政等の事務」という。))に適用して五年以上従事した者であつて、うち三年以上特許庁において審査の事務に従事したものを
第十四條第二号中、「二まで」を、「八まで」に改め、及び八」を削り、「口及び二」を「及び八」に改め、同号中口を削り、八を口とし、同号二中「から八まで」を「及び口」に改め、同号二を同号八とする。

第十五條第三号中、「その他経済産業省令で定める書面」の下に、「個人にあつては第二号から第四号までに掲げる書面」を加え、同項第一号中、「定款又は法人の登記事項証明書」を、「定款、法人の登記事項証明書又は前事業年度末の貸借対照表」に改め、定款、寄附行為又は法人の登記事項証明書及び「及び」又は個人」を削る。

(特許法等関係手数料令の一部改正)
第二条 特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)の一部を次のように改正する。
第一条の二第二号中、「二まで」を、「八まで」に改め、及び八」を削り、「口及び二」を「及び八」に改め、同号中口を削り、八を口とし、同号二中「から八まで」を「及び口」に改め、同号二を同号八とする。

第一条の三第三号中、「その他経済産業省令で定める書面」の下に、「個人にあつては第二号から第四号までに掲げる書面」を加え、同項第一号中、「定款又は法人の登記事項証明書」を、「定款、法人の登記事項証明書又は前事業年度末の貸借対照表」に改め、定款、寄附行為又は法人の登記事項証明書及び「及び」又は個人」を削る。

附則に次の一項を加える。
4 特許法第九十五條第九項の政令で定める額は、特許法施行令及び特許法等関係手数料令の一部を改正する政令(平成十八年政令第二百六十号)の施行の日から一年以内の特許出願が放棄され、又は取り下げられたときは、第一条第四項の規定にかかわらず、同法第九十五條第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料の金額に相当する額とする。

この政令は、公布の日から施行する。